

イギリス (1)



～特別な教育的ニーズの考え方による制度のある国～

日本の特別支援教育において盛んに使用されている「特別な教育的ニーズ」の語は、イギリス発祥です。端的には1971年に障害のある子どもの教育改革のためにガリフォードの著書のタイトルに冠されたことが契機となりました。当時の医学的モデルや欠陥モデルの視点だけでは子どもが必要とする教育的対応を適切に導くことに限界があるとの課題意識から、子どもの学習環境と障害との関係性で提案されたのでした。この視点に立てば子どもに何らかの欠陥があることを前提としたそれを補うための教育制度ではなく、個々に異なる条件に応じて必要な教育的対応を用意できる制度構築ができると考えられたのです。次回説明するイギリスのインクルーシブ教育も同国内で様々な立場がありますが、イギリス政府はこれまで一度も特別な学校や学級の存在を教育制度上で否定したことはありません。しかし、特別な教育的ニーズへの対応に関する最初法律である1981年教育法以降、通常学校や通常学級での特別な教育的ニーズへの対応の責任の質と量を拡大させる姿勢を前進後退しながらも一貫させてきました。

どうしてこのような教育制度を構築することができたのでしょうか。特別な教育的ニーズへの対応について1981年教育法の枠組みは十分整えられたものではありませんでした。むしろ、各地方教育当局での制度運用は混乱し、結果として制度の主旨から大きく逸脱した自治体や学校も現れたほどです。そこで特別な教育的ニーズの考え方による制度の主旨を適切に反映した運用がなされるようにと、特別な教育的ニーズ・コーディネーターなどの制度が登場することになったのです。こうして少しずつ制度上の問題を改めながら実質の充実が図られてきました。現在では各学校が特別な教育的ニーズへの

対応のための方針等を外部に公表しなければなりませんが、これは特別な教育的ニーズを子どもだけの要因で規定するのではなく、各学校での教育の内容と質を高めるためであることが制度構造に織り込まれているからなのです。法律の文言を見ただけではこうした構造をとらえるのは難しいかも知れませんが、特別な教育的ニーズ・コーディネーター制度や、専門家による評価会議（年次レビュー）などの特徴的な制度がなぜ登場したのかを紐解いてみると、その底流にある子どもと学習環境との関係でとらえた特別な教育的ニーズの概念の存在に必ず行き着きます。ですから、イギリスの特別な教育的ニーズへの対応に関する教育制度を理解する際には、この点をしっかりと意識した特徴の把握が大切です。

日本の特別支援教育制度は、枠組みの範を相当程度イギリスの制度に求めてきましたが、お気づきのように、それは障害に起因した困難への対応であって、特別な教育的ニーズの概念も子どもと学習環境との相互作用によって規定されるという考え方は制度上なされていません。イギリスの制度が優れているわけでは決してありませんので、類似した制度を展開するためには日本の制度構造に合った内容に修正するための視点も欠かせません。

さて、イギリスでは義務教育後のリテラシー水準の低下問題などを背景に、2014年9月から改訂されたナショナル・カリキュラムが一部科目を除いて実施されることになりました。また、児童家庭法の法案審議がされているところですが、この法案には特別な教育的ニーズへの対応にも深く関わる内容があります。今後の動向に注目したいと思います。